

【ご意見をお聞かせください】

一般廃棄物処理基本計画を策定します

意見募集

市では、一般廃棄物（主に家庭から生じるごみ。産業廃棄物以外のもの）について、市民・事業者・行政の協働により、ごみの減量化や資源化を推進するための「袋井市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

「袋井市一般廃棄物処理基本計画案」について、皆さんから広くご意見を募集します。

④環境衛生課環境保全係 ☎44 3115

計画策定

一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物の処理責任を担う市町村が、その区域内の一般廃棄物を適正に処理するための基本となる計画です。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、策定することが定められています。

市で策定する計画の期間は、平成19年度（計画初年度）から平成33年度までの15年間で、おおむね5年ごとに見直します。

計画は1章から4章までで構成し、市内の一般廃棄物を適正に収集運搬し、処理することを定める内容になっています。

基本理念と基本方針

市では、「袋井市総合計画」の内容を踏まえ、環境への負荷が少ない資源循環型社会を築いていくために、市民・事業者・行政が協働で、ごみの減量化・資源化や水環境の保全に努めることから、本計画の基本理念と基本方針を次のように定めます。

【基本理念】

「快適な環境と

資源循環型の

まちづくり」

【基本方針】

- 1 市民・事業者・行政の協働による3R（1）の推進
- 2 環境にやさしい適正処理・処分
の推進
- 3 水環境の保全の推進
- 4 環境にやさしいひとづくり

【目標】

ごみに関する目標

- ・ 1人当たりのごみの排出量を620g/日（平成15年度の688gから10%削減）
 - ・ リサイクル率30%（2）
- 生活排水に関する目標
- ・ 生活排水処理率56%（平成22年度目標）（3）

（1）3R：資源循環型社会を実現するために必要な3つの要素のこと。リデュース（ごみの減量）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）をさします。

（2）リサイクル率：排出されたごみがリサイクルされる割合のこと。（資源化量＋古紙等集回収量）／（ごみ総排出量＋古紙等集回収量）×100

（3）生活排水処理率：（下水道接続人数＋農業集落排水接続人数＋コミュニティプラント接続人数＋合併処理浄化槽設置人数）／市内人口

一般廃棄物処理基本計画を策定します

目標実現に向けた基本施策

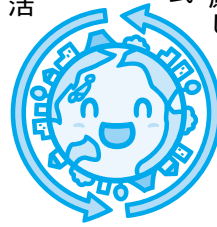
1 市民・事業者・行政の協働による3Rの推進

ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）

環境に配慮した生活様式

や考え方、ごみを出さない生活・事業活動

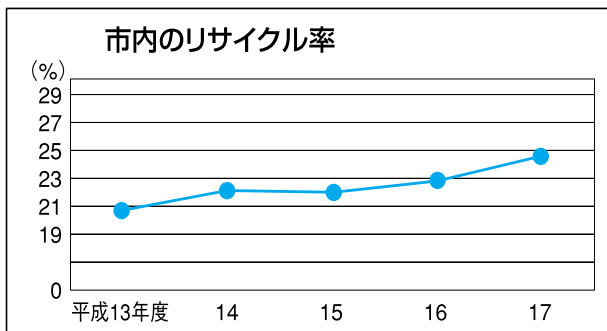
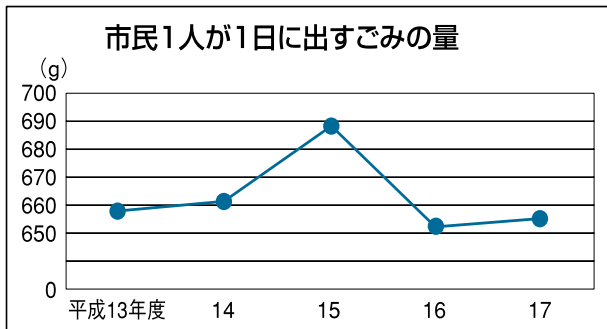
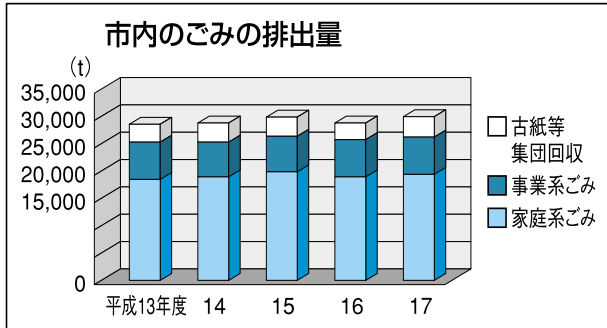
を推進し、ごみの減量を図ります。



ごみの再生利用（リサイクル）

用になつたものは、できるだけ資源として、再生利用を図ります。

ます。



	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
家庭系ごみ(年間)	18,837t	19,020t	19,979t	19,051t	19,589t
事業系ごみ(年間)	6,203t	6,195t	6,293t	6,343t	6,432t
古紙等集団回収(年間)	3,477t	3,441t	3,425t	3,263t	3,694t
合計	28,517t	28,656t	29,697t	28,657t	29,715t
家庭系ごみ1人当たりの1日の排出量	658g	661g	688g	652g	655g
リサイクル率	20.8%	22.1%	22.0%	22.8%	24.5%

2 環境にやさしい適正処理・処分の推進

適正処理・処分の推進

ごみやし尿・浄化槽汚泥の安全で安心な適正処理・処分を推進します。

地域美化運動の推進

地域の生活環境を清潔に保つため、市民・事業者・行政が連携して、美化運動を推進します。

3 水環境の保全の推進

生活排水処理の推進

下水道や合併処理浄化槽の普及を図り、生活排水の処理を推進し、公共用水域の水質保全を図ります。

4 環境にやさしいひとづくり

環境に関する意識向上の推進

広報紙やホームページなどにより、環境保全のための啓発活動や情報提供、環境教育などを行い、環境への意識を高めます。

環境活動事業の充実

環境について考える市民組織「市民環境ネットふくろい」や各種イベントを通して、人と人がふれあい、情報交換ができる場を充実します。

環境教育・環境学習の推進

市民を対象に環境教育・環境学習を推進します。

「袋井市一般廃棄物処理基本計画（案）」に対するご意見、ご提案をお寄せください。

対象 市内在住・在勤・在学の方

提出方法 郵送または、ファクス、Eメールで提出するか、直接、市役所2階環境衛生課環境保全係へ提出してください。様式は自由ですが、件名「袋井市一般廃棄物処理基本計画（案）について」 住所 氏名 ご意見を記入して、提出してください（電話でのご意見は受け付けません。必ず文書で提出してください。また、個別には回答できませんので、ご了承ください。意見を公表する場合、氏名や住所などは公表しません）。

意見募集締切 3月8日(木)必着

資料閲覧方法 「袋井市一般廃棄物処理基本計画（案）」は、市役所2階情報公開コーナー、支所1階口ビー、月見の里学遊館、市ホームページ（<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>）で閲覧できます。

☎ 環境衛生課環境保全係 FAX43-2132 ✉ kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp 〒437-8666 袋井市役所

ご意見をお寄せください